

（令和7年6月26日 九州管区行政評価局）

情報収集の背景等

- 「第4期がん対策推進基本計画」（令和5年3月28日閣議決定）では、「がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現」することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す」とされているところ
- 近年、がんの治療後の症状、また加齢に伴い、衛生用品を利用する男性が増加傾向にあるが、衛生用品を廃棄するためのサニタリーボックスが設置されている男性用トイレは少なく、廃棄場所がないため処理に苦慮するケースが発生
- 都道府県は、国の計画を基本とした都道府県がん対策推進計画を策定。熊本県などでは、策定した計画に基づき、前立腺がん、膀胱がんの手術を受けた方など、頻尿等により尿漏れパッドやおむつを必要とする方が安心して外出できるよう、男性用トイレへのサニタリーボックスの設置を推進
- 令和7年4月に一般社団法人日本トイレ協会が、男性用サニタリーボックスの普及推進に向けた取組（設置場所、個室設置に伴う案内等）について整理した「男性用トイレのサニタリーボックス設置に関する留意点等について」を公表
- 国の行政機関は、昭和63年1月26日の閣議決定※に基づき、国民の立場に立った親切的な行政で真心のこもった行政を実現するために、国の機関や独立行政法人等において行政サービスを改善することを目標に、全国的、持続的に取り組む「さわやか行政サービス運動」を実施
- このため、当局で、まずは、九州各県における国の28庁舎（不特定多数の利用が見込まれる合同庁舎、税務署、ハローワーク、法務局（法務合同庁舎を含む。））で実態を把握するとともに、地方公共団体の取組例を把握

※ 「さわやか行政サービス運動について」（昭和63年1月26日閣議決定）

情報収集により明らかになったこと

国の28庁舎のうち、設置（予定を含む。）は6庁舎で、設置していない庁舎の担当は

- ① 設置するという認識がなかった
- ② 来庁者や職員から要望がない
- ③ 男性でサニタリーボックスを必要とする方は、多目的トイレを利用していると認識していた

と回答しており、設置困難とする理由は見受けられなかった。

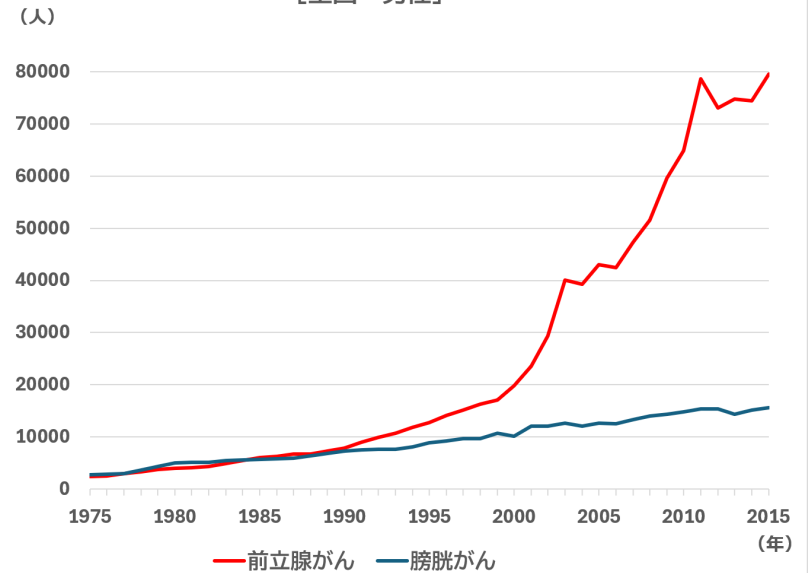
まとめ

今回、対象とした国の庁舎では、男性用トイレにサニタリーボックスを設置するという認識がなかったところが多かった一方、設置困難な理由を挙げたところはなかった。今後、男性用トイレへのサニタリーボックスの設置に関する認知度を高めることが重要であると考えられるため、今回の情報収集結果を国の関係機関等に周知していく予定

1 情報収集の背景

- 政府は、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第9条に基づき、「第4期がん対策推進基本計画」（令和5年3月28日閣議決定）を策定しており、同計画の「がんとの共生」分野では、「がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す」とされている。
- 前立腺がんや膀胱がんの治療後の症状、また加齢に伴い、尿漏れや頻尿に悩む男性が増え、尿漏れパッドや成人用おむつを使用する男性が増加傾向にある。
- しかし、男性用トイレにおいて、サニタリーボックス※の設置が進んでいない状況がみられる。そのため、尿漏れパッド等を捨てる場所がなく、便器内に放置したり、処理に困るために外出を控えたりするケースがある。
- 都道府県は、この計画を基本とした都道府県がん対策推進計画を策定している。熊本県などでは、策定したがん対策推進計画に基づき、前立腺がん、膀胱がんの手術を受けた方など、頻尿等により尿漏れパッドやおむつを必要とする方が安心して外出できるよう、男性用トイレへのサニタリーボックスの設置を進めている。
- 令和7年4月に一般社団法人日本トイレ協会が、男性用サニタリーボックスの普及推進に向けた取組（設置場所、個室設置に伴う案内等）について整理した「男性用トイレのサニタリーボックス設置に関する留意点等について」を公表している。（総務省行政評価局、他の管区行政評価局も協力）
- 九州管内の国の庁舎における男性用トイレへのサニタリーボックスの設置についての実態や地方公共団体の取組例を把握

前立腺がん・膀胱がんの罹患数推移
[全国・男性]



（注）国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」（全国がん罹患モニタリング集計（MCIJ））に基づき、当局が作成
（データ出典元HP：https://ganjoho.jp/reg_stat/statistics/data/dl/index.html）

※ 従来、女性用トイレに設置されることが一般的であった、生理用ナプキンや尿漏れパッドといった衛生用品を廃棄するための容器のこと。

2 地方公共団体の公共施設における男性用トイレへのサニタリーボックス設置例

◇ 地方公共団体の公共施設における男性用トイレへのサニタリーボックスの設置例について情報収集した結果、設置経緯等は以下のとおり。

● 男性用トイレの個室内に設置した経緯

設置数が少ない多目的トイレへのサニタリーボックス設置だけでは、そのトイレを別の方が使用している間は使えず、また、男性用トイレの個室内で処理を完結させることが利用者にとって負担をかけないと考えたため。

● サニタリーボックスの掲示

トイレ入口やサニタリーボックス本体にサニタリーボックスである旨を掲示しており、衛生用品以外が捨てられることはほとんどない。

● サニタリーボックスの設置に伴う費用

購入費用は、サニタリーボックス1個あたり約1,000円～約3,500円。その他ごみ袋代が生じている。ただし、清掃費用については既存の清掃業務で対応しており、追加の費用は生じていない。

今回、本情報収集に御協力いただいた機関からは、
「サニタリーボックスやゴミ袋の**購入費用等は発生する**が、男性用トイレへのサニタリーボックスの設置に関して、**特段大きな負担はない。**」
との回答があった。



掲示状況（当局職員が撮影）

3 男性用トイレへのサニタリーボックス設置に関する留意点等 (一般社団法人日本トイレ協会のホームページから抜粋)

◇ 設置時の留意点

① 設置の必要性

施設や組織内で設置の検討を進めるに当たって、「なぜ設置が必要なのか」というご意見を聞くことがあります。設置の背景事情としては、高齢化に伴う尿漏れに悩む方が増えていることや、前立腺がんが年々増加傾向にあり、治療後の症状によっては、吸水パッドといった吸水用具を使わざるを得ない方が増えていること等があります。これらの症状は声が上げにくく、周りに伝えることが難しいため、課題が顕在化する前にサニタリーボックスを設置し、そういった人でも利用しやすい環境を整える必要があると考えています。また、高齢社会に伴い、今後、必要とされる方が増えてくることも予想されます。

② 設置場所

男性用トイレの共用部ではなく、個室に設置することが望ましいです。これは、共用部の場合、処理する際に恥ずかしさの心理的ハードルがありますが、個室に設置・完結することで、処理にあたっての心理的ハードルを下げることができます。また、個室内で完結することで、共用部トイレまでの運搬に伴う汚れ等を抑えることができ、トイレ内の衛生面を確保することも可能です。なお、多機能トイレにだけ設置すればよい、というご意見もありますが、必要な方が利用できるだけの数が用意されているわけではないことから、男性用トイレの個室に設置することが望ましいと考えます。

③ 個室に設置に伴う案内

男性用サニタリーボックスは、各地で設置の動きが広がっているものの、いまだ認知度が低いことから、個室に設置した際、ゴミ箱と間違われる可能性があります。そのため、「病気の症状等により必要な方のために設置しています」、「尿漏れパッド等を利用されている方のために設置しています」という形で、「誰のために置かれているのか」、「どのような目的で置かれているのか」を明示することが重要になります。

また、案内は、個室入口だけでなく、男性用トイレの入口に掲示することで、サニタリーボックスを利用できる男性用トイレであることを明確にすることができます。この個室に設置の案内及び男性用トイレ入口への掲示については、既に設置している自治体、団体の例を掲載しますので、参考にしてください。写真は、「浜松市内施設」に掲示された案内と「東北財務局管理施設」に掲示された案内です。

◇ 今後の取り組み

今回、初めて留意点を公表しましたが、今後、普及が進み、認知度が高まっていくことで、「普及に当たっての課題」、「利用に当たっての課題」などが出てくると考えています。そのため、男性用トイレへのサニタリーボックス設置に関する課題は継続して検討していきます。

(出典) 一般社団法人日本トイレ協会ホームページ

「男性用トイレのサニタリーボックス設置に関する留意点等について」(2025年4月13日)

<https://j-toilet.com/2025/04/13/project20250413/>

(注) 一般社団法人日本トイレ協会のホームページから抜粋して当局が作成



東北財務局管理施設



浜松市内施設

4 国の庁舎における男性用トイレへのサニタリーボックス設置についての実態

◇ 情報収集対象・内容

対象：九州各県における国の28庁舎（不特定多数の利用が見込まれる合同庁舎、税務署、ハローワーク、法務局（法務合同庁舎を含む。））

内容：男性用トイレへのサニタリーボックスの設置についての実態

◇ 情報収集結果

- 28庁舎中、男性用トイレにサニタリーボックスを設置又は設置を予定している庁舎は、**6庁舎**
- 未設置の理由は次のとおりであるが、**設置困難とする理由は見受けられない。**
 - ・ 設置するという認識がなかった。
 - ・ 来庁者や職員から要望がない。
 - ・ 男性でサニタリーボックスを必要とする方は、多目的トイレを利用していると認識している。

設置・未設置

(単位：庁舎)

【設 置】	<u>3</u>		
【未設置】	25	設置予定有	<u>3</u>
		設置予定無	22

(注) 九州各県における国の28庁舎からの情報収集の結果に基づき
当局で作成